



接続約款変更認可申請書

西相制第 116 号
平成23年 1月21日

総務大臣
片山 善博 殿

郵便番号 540-8511

おおさかおおさかしちゅうおうくぼんばちよう

住所 大阪府大阪市中央区馬場町3番15号

名称及び代表者の氏名

にしにっぽんでんしんでんわかぶしがいしゃ

西日本電信電話株式会社

おおたけ しんいち

代表取締役社長 大竹 伸

登録の年月日及び番号

平成16年4月1日 第234号

電気通信事業法第33条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日	認可を受けた後、平成23年4月1日から実施します。
------	---------------------------

電気通信事業法第33条第2項及び第7項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧

料金表

第1表 接続料金

第1 網使用料

1 適用

区 分	内 容
(1)～(31) (略)	(略)

料金表

第1表 接続料金

第1 網使用料

1 適用

区 分	内 容
(1)～(31) (略)	(略)
(32) 接続料規則 第8条第2項た だし書きに係る 網使用料の補正	2(料金額)2-1(端末回線伝送機能)2-1-1(基本額)2-1-1-1(基本料)第3欄ウ欄、工欄、第5欄イ欄、第6欄、第8欄、第9欄、2-1-1-2(加算料)第1欄イ欄、ウ欄、第2欄イ欄、第3欄ア欄、2-6の3(イーサネットフレーム伝送機能)、2-13(ルーティング伝送機能)第1欄、第2欄及び第5欄に規定する網使用料について、原価の実績値と収入の実績値との差額が発生した場合は、その都度速やかにそれ以降に適用される網使用料の原価に当該差額を加えて当該網使用料を変更する措置を講じるものとします。 ただし、当該差額を原価に加えて算定することにより、当該網使用料の水準に急激な変動が生じるおそれがあるときは、当該差額を複数の算定期間に分けて原価に加えるなど、当該変動を緩和するための措置を講じるものとします。

- 2 料金額
- 2 - 1 端末回線伝送機能
- 2 - 1 - 1 基本額
- 2 - 1 - 1 - 1 基本料

月額

区 分		単位	料金額	備考
(1)~(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(3) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合)	端末回線により伝送を行う機能	ア~イ (略)		(略)
		ウ 1芯式のもの	(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに 4,767円
			(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに 4,767円
			(ウ) (ア)(イ)以外のもの	1回線ごとに 4,910円

- 2 料金額
- 2 - 1 端末回線伝送機能
- 2 - 1 - 1 基本額
- 2 - 1 - 1 - 1 基本料

月額

区 分		単位	料金額	備考	
(1)~(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(3) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合)	端末回線により伝送を行う機能	ア~イ (略)		(略)	
		ウ 1芯式のもの	(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの	平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに 第6欄ア(ア) A欄に規定する料金額
				平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに 第6欄ア(ア) B欄に規定する料金額
				平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに 第6欄ア(ア) C欄に規定する料金額
			(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに 第6欄ア(ア) A欄に規定する料金額
				平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに 第6欄ア(ア) B欄に規定する料金額
				平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに 第6欄ア(ア) C欄に規定する料金額
		(ウ) (ア)(イ)以外のもの	平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに 第6欄ア(ア) A欄に規定する料金額	
			平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに 第6欄ア(ア) B欄に規定する料金額	
			平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに 第6欄ア(ア) C欄に規定する料金額	

		エ 2 芯式のもの	(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	9,534円	
			(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	9,534円	
			(ウ) (ア)(イ)以外のもの	1回線ごとに	9,820円	
(4)~(4)-2 (略)	(略)			(略)	(略)	(略)
(5) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2-3欄で接続する場合)	ア (略)	(略)		(略)	(略)	(略)
	イ 端末回線により伝送を行う機能(1.536Mbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。)	(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	5,901円		
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	5,901円		

		エ 2 芯式のもの	(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの	平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	9,210円	
				平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	8,786円	
				平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	6,526円	
			(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	9,210円	
				平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	8,786円	
				平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	6,526円	
			(ウ) (ア)(イ)以外のもの	平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	9,486円	
				平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	9,050円	
				平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	6,722円	
(4)~(4)-2 (略)	(略)				(略)	(略)	(略)
(5) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2-3欄で接続する場合)	ア (略)	(略)			(略)	(略)	(略)
	イ 端末回線により伝送を行う機能(1.536Mbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。)	(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	5,995円			
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	5,995円			

(6) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)	ア 光信号端末回線(光局外スリッパを含まないもの)に限り1芯にて伝送を行う機能	(ア) 光回線設備接続モジュール(光回線設備を成端する装置であって、配線盤に設置するものをいいます。以下同じとします。)においてフィルタ(保守利用を目的として光信号の一部の帯域を制限するものをいいます。以下同じとします。)を利用する場合	保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	4,767円
			保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	4,767円
			以外のもの	1回線ごとに	4,910円
		(イ) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合	保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	4,767円
			保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	4,767円

(6) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)	ア 光信号端末回線(光局外スリッパを含まないもの)に限り1芯にて伝送を行う機能	(ア) 光回線設備接続モジュール(光回線設備を成端する装置であって、配線盤に設置するものをいいます。以下同じとします。)においてフィルタ(保守利用を目的として光信号の一部の帯域を制限するものをいいます。以下同じとします。)を利用する場合	保守の区別がタイプ1-1のもの	A 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	4,605円
				B 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	4,393円
				C 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	3,263円
			保守の区別がタイプ1-2のもの	A 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	4,605円
				B 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	4,393円
				C 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	3,263円
		以外のもの	A 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	4,743円	
			B 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	4,525円	
			C 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	3,361円	
		(イ) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合	保守の区別がタイプ1-1のもの	A 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	4,605円
				B 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	4,393円
			C 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	3,263円	
保守の区別がタイプ1-2のもの	A 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金		1回線ごとに	4,605円		
	B 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	4,393円			

			保守の区別が タイプ1 - 2の もの	1回線 ごとに	4,406円	
			以外のもの	1回線 ごとに	4,534円	
(7) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

		4を限度とする もの	1のもの	B 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線 ごとに	4,018円	
				C 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線 ごとに	3,033円	
			保守の 区別がタイプ1 - 2のもの	A 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金	1回線 ごとに	4,321円	
				B 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線 ごとに	4,018円	
				C 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線 ごとに	3,033円	
			以 外のもの	A 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金	1回線 ごとに	4,446円	
				B 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線 ごとに	4,134円	
				C 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線 ごとに	3,120円	
(7) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(8) 端末回線 伝送機能 (第5条 (標準的 な接続箇 所)第1項 の表中第 5-2欄 で接続す る場合)	端末回線を収容する伝送装置(端末 回線を終端するための装置に限り ます。)及び端末回線により伝送を 行う機能	3 Mbit/s の符号伝 送が可能なもの	1 回線 ごとに	6,710 円	—
		6 Mbit/s の符号伝 送が可能なもの	1 回線 ごとに	7,973 円	
		9 Mbit/s の符号伝 送が可能なもの	1 回線 ごとに	8,515 円	
		12Mbit/s の符号伝 送が可能なもの	1 回線 ごとに	9,092 円	
		15Mbit/s の符号伝 送が可能なもの	1 回線 ごとに	9,634 円	
		18Mbit/s の符号伝 送が可能なもの	1 回線 ごとに	10,175 円	
		21Mbit/s の符号伝 送が可能なもの	1 回線 ごとに	10,753 円	
		24Mbit/s の符号伝 送が可能なもの	1 回線 ごとに	11,294 円	
		27Mbit/s の符号伝 送が可能なもの	1 回線 ごとに	11,872 円	
		30Mbit/s の符号伝 送が可能なもの	1 回線 ごとに	12,413 円	
		33Mbit/s の符号伝 送が可能なもの	1 回線 ごとに	12,954 円	
		36Mbit/s の符号伝 送が可能なもの	1 回線 ごとに	13,532 円	
		39Mbit/s の符号伝 送が可能なもの	1 回線 ごとに	14,073 円	
		42Mbit/s の符号伝 送が可能なもの	1 回線 ごとに	14,651 円	
(9) 端末回 線伝送機 能(第5条 (標準的 な接続箇 所)第1項 の表中第 5-3欄 で接続す る場合)	端末回線を収容する伝送装置及び 端末回線により伝送を行う機能	ア 10Mbit/s から 100Mbit/s までの 符合伝送が可能 なもの	1 回線 ごとに	10,730 円	—
		イ 200Mbit/s から 1 Gbit/s までの 符合伝送が可能 なもの	1 回線 ごとに	17,356 円	

(8) 端末回線 伝送機能 (第5条 (標準的 な接続箇 所)第1項 の表中第 5-2欄 で接続す る場合)	端末回線を収容する伝送装置(端末 回線を終端するための装置に限り ます。)及び端末回線により伝送を 行う機能	3 Mbit/s の符号伝 送が可能なもの	1 回線 ごとに	7,052 円	—
		6 Mbit/s の符号伝 送が可能なもの	1 回線 ごとに	8,684 円	
		9 Mbit/s の符号伝 送が可能なもの	1 回線 ごとに	9,308 円	
		12Mbit/s の符号伝 送が可能なもの	1 回線 ごとに	9,980 円	
		15Mbit/s の符号伝 送が可能なもの	1 回線 ごとに	10,652 円	
		18Mbit/s の符号伝 送が可能なもの	1 回線 ごとに	11,324 円	
		21Mbit/s の符号伝 送が可能なもの	1 回線 ごとに	11,996 円	
		24Mbit/s の符号伝 送が可能なもの	1 回線 ごとに	12,668 円	
		27Mbit/s の符号伝 送が可能なもの	1 回線 ごとに	13,340 円	
		30Mbit/s の符号伝 送が可能なもの	1 回線 ごとに	14,012 円	
		33Mbit/s の符号伝 送が可能なもの	1 回線 ごとに	14,684 円	
		36Mbit/s の符号伝 送が可能なもの	1 回線 ごとに	15,308 円	
		39Mbit/s の符号伝 送が可能なもの	1 回線 ごとに	15,980 円	
		42Mbit/s の符号伝 送が可能なもの	1 回線 ごとに	16,652 円	
(9) 端末回 線伝送機 能(第5条 (標準的 な接続箇 所)第1項 の表中第 5-3欄 で接続す る場合)	端末回線を収容する伝送装置及び 端末回線により伝送を行う機能	ア 10Mbit/s から 100Mbit/s までの 符合伝送が可能 なもの	1 回線 ごとに	9,532 円	—
		イ 200Mbit/s から 1 Gbit/s までの 符合伝送が可能 なもの	1 回線 ごとに	13,541 円	

2-1-1-2 加算料

区分				単位	料金額	備考
ア (略)				(略)	(略)	(略)
(1) 専用サービス契約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	イ 1芯式のもの	(ア) (イ)以外のもの		1回線ごとに	165円	
		(イ) 2-1-1-1第6欄ア欄に規定する機能(1芯にて伝送を行うものをいいます。)に係るもの		1回線ごとに	165円	
	ウ 2芯式のもの			1回線ごとに	330円	
(2) 2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料	ア 光信号分岐端末回線に係る加算料	(ア) (イ)以外のもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	382円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	382円	
			以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	393円	

月額

2-1-1-2 加算料

区分				単位	料金額	備考
ア (略)				(略)	(略)	(略)
(1) 専用サービス契約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	イ 1芯式のもの	(ア) (イ)以外のもの	平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	(イ) 欄に規定する料金額	
			平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	(イ) 欄に規定する料金額	
			平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(イ) 欄に規定する料金額	
	(イ) 2-1-1-1第6欄ア欄に規定する機能(1芯にて伝送を行うものをいいます。)に係るもの	ウ 2芯式のもの	(ア) 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	179円	
			平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	185円	
			平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	163円	
	(イ) 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金	ウ 2芯式のもの	(ア) 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	358円	
			(イ) 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	370円	
			(ウ) 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	326円	
(2) 2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料	ア 光信号分岐端末回線に係る加算料	(ア) (イ)以外のもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	354円	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	354円	
			以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	365円	

月額

		(イ) 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等とその光信号分岐端末回線が収容等されているもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	<u>376円</u>	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	<u>376円</u>	
			以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	<u>387円</u>	
イ 光信号主末端回線に係る算料		(ア) 光信号多重分離機能ア欄と組み合わせて利用するもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号主末端回線ごとに	<u>4,368円</u>	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号主末端回線ごとに	<u>4,368円</u>	

		(イ) 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等とその光信号分岐端末回線が収容等されているもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	<u>349円</u>		
			保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	<u>349円</u>		
			以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	<u>359円</u>		
イ 光信号主末端回線に係る算料		(ア) 光信号多重分離機能ア欄と組み合わせて利用するもの	保守の区別がタイプ1-1のもの	A 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金	1光信号主末端回線ごとに	<u>4,298円</u>	
				B 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1光信号主末端回線ごとに	<u>3,995円</u>	
				C 平成25年4月1日以降に適用する料金	1光信号主末端回線ごとに	<u>3,010円</u>	
			保守の区別がタイプ1-2のもの	A 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金	1光信号主末端回線ごとに	<u>4,298円</u>	
				B 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1光信号主末端回線ごとに	<u>3,995円</u>	

	以外のもの	1 光信号主端 未回線ごとに	4,495 円	
(1) 光信号多重分離機能イ欄と組み合わせて利用するもの	保守の区別が タイプ 1 - 1 の もの	1 光信号主端 未回線ごとに	4,406 円	
	保守の区別が タイプ 1 - 2 の もの	1 光信号主端 未回線ごとに	4,406 円	

		C 平成25年4 月1日以降 に適用する 料金	1 光信号主端 未回線ごとに	3,010 円
	以外のもの	A 平成23年4 月1日から 平成24年3 月31日まで 適用する料 金	1 光信号主端 未回線ごとに	4,422 円
		B 平成24年4 月1日から 平成25年3 月31日まで 適用する料 金	1 光信号主端 未回線ごとに	4,110 円
		C 平成25年4 月1日以降 に適用する 料金	1 光信号主端 未回線ごとに	3,096 円
(1) 光信号多重分離機能イ欄と組み合わせて利用するもの	保守の区別が タイプ 1 - 1 の もの	A 平成23年4 月1日から 平成24年3 月31日まで 適用する料 金	1 光信号主端 未回線ごとに	4,321 円
		B 平成24年4 月1日から 平成25年3 月31日まで 適用する料 金	1 光信号主端 未回線ごとに	4,018 円
		C 平成25年4 月1日以降 に適用する 料金	1 光信号主端 未回線ごとに	3,033 円
	保守の区別が タイプ 1 - 1 の もの	A 平成23年4 月1日から 平成24年3 月31日まで 適用する料 金	1 光信号主端 未回線ごとに	4,321 円

附 則

(実施時期)

1 この改正規定は、認可を受けた後、平成 23 年 4 月 1 日から実施します。

(網使用料の算定に係る措置)

2 当社は、この改正規定に係る端末回線伝送機能について、この改正規定実施前に適用した網使用料の原価の実績値（平成 22 年度については、直近までの期間の実績値を基礎として合理的な予測に基づき算定した値とします。以下この項において同じとします。）と収入の実績値との差額（以下この附則において「前期差額」といいます。）を、この改正規定実施以降に適用される網使用料（接続料規則第 8 条第 2 項ただし書きの規定に基づき算定した部分であって、端末回線伝送機能 2 - 1 - 1 - 1 第 9 欄のうち、当社の通信用建物に設置された光信号電気信号変換装置に係る部分及び回線管理機能に係る部分を除きます。）の原価に加えて算定するものとします。

3 当社は、この改正規定に係る平成 22 年度における網使用料の原価の実績値と収入の実績値の差額が発生した場合であって、当該差額と前期差額（平成 22 年度に係るものに限ります。）との差額が発生したときは、速やかに前項の料金額の算定に用いた原価にその差額を加えて平成 24 年度の網使用料を変更する措置を講じるものとします。

4 当社は、前項の規定に基づく網使用料の算定を行うことにより、当該網使用料の水準に急激な変動が生じるおそれがあるときは、前項の規定にかかわらず、前項に規定する差額を複数の算定期間に分けて原価に加えるなど、当該変動を緩和するための措置を講じるものとします。